氷見市農業委員会　定例総会議事録

（令和元年度　９月度）

１　日　　時　　令和元年９月２日（月）

開会：午後２時００分

閉会：午後２時２８分

２　場　　所　　氷見市役所Ｃ棟３階　３０１会議室

３　出席委員　　１４名

1番　中葉　　隆　 2番　道淵　　登　 3番　山下　壽明

4番　円戸　敏男 5番　六田　敏夫 6番　上出　義美

7番　両國　明美 8番　中嶋　知子 10番　寳住　與一

11番　山下　　裕 12番　江添　良春 13番　大澤　昌弘

14番　扇谷　俊彦　15番　松村　　博

４　欠席委員　　 9番　川上　悦男

５　議　　題　　第１号議題　農地法第３条の規定による許可申請について許可を与える件

第２号議題　農地法第４条及び第５条の規定による許可申請について意見を付する件

第３号議題　農地転用許可後の事業計画変更の承認申請について意見を付する件

６　職務のため出席した事務局等職員

４名

局　　長　坂　　久成　　農林畜産課長　野村　佳作

主　　査　清水　徹夫 臨時職員　嵐　由佳里

７　総会の概要

（事務局）　ただいまから、令和元年度９月度定例総会を開催いたします。

はじめに、会長から挨拶がございます。

（会長）　　挨拶　（略）

（事務局）　ありがとうございました。

それでは、恒例であります農業委員会憲章の朗読を上出委員の主唱に　より、皆様でお願いいたします。

………農業委員会憲章の朗読………

（事務局）　次に、本総会の議長は、氷見市農業委員会総会会議規則第４条により、　　会長が務めることとなっていますので、会長に議長をお願いいたします。

□議長（会長）それでは、本日の総会に付議する案件は、

第１号議題　農地法第３条の規定による許可申請について許可を与える件

第２号議題　農地法第４条及び第５条の規定による許可申請について意見を付する件

第３号議題　農地転用許可後の事業計画変更の承認申請について意見を付する件

です。

□議長（会長）　なお、本日は在任委員１５名中１４名と過半数の出席により、総会は成立していることを報告いたします。

□議長（会長）　これより議題に入りますが、本日の議事録署名委員として、大澤委員、扇谷委員にお願いいたします。

□議長（会長）　それでは、第１号議題　農地法第３条の規定による許可申請について許可を与える件につきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局）　　　第１号議題、農地法第３条の規定による許可申請について許可を与える件について、ご説明申し上げます。

今回の申請件数は４件です。

まず１件目は２０筆で、申請面積は㎡です。

申請農地は、氷見市＊＊番他、登記地目は全て田です。

譲渡人　＊＊市＊＊番地（氏名＊＊）から、譲受人　氷見市　　＊＊番地（氏名＊＊）へ所有権移転を行うものです。

申請農地は平成２９年度１２月度総会以降、４次にわたり、譲渡人　に耕地の集積をしてきたところですが、この度、改めて譲受人により、樹園地として農業経営を行う旨の計画としています。

次の２件目は１件目と関連します。１筆で、申請面積は㎡です。

申請農地は、氷見市＊＊番、登記地目は田です。

譲渡人　氷見市＊＊番地（氏名＊＊）から、譲受人　氷見市　　＊＊番地（氏名＊＊）へ所有権移転を行うものです。

１件目と併せて集積面積は㎡となります。経営主体として法人としても検討されたようですが、これまで、法人関係者による耕作ノウハウの蓄積をもとに、結果として、個人として取り組まれることになります。

次の３件目は１筆で、申請面積は㎡です。

申請農地は、氷見市＊＊番、登記地目は田です。

譲渡人　氷見市＊＊番地（氏名＊＊）から、譲受人　氷見市　　＊＊番地（氏名＊＊）へ所有権移転を行うものです。

申請農地は譲受人の自宅前の道を挟んで近接して位置し、耕作条件に優れており、取得したいとの思いに至ったとのことであります。

次の４件目は計４筆で、申請面積は㎡です。

申請農地は、氷見市＊＊番他、登記地目は全て田です。

譲渡人　氷見市＊＊番地（氏名＊＊）から、譲受人　氷見市　　＊＊番地（氏名＊＊）へ所有権移転を行うものです。

申請農地は譲受人がこれまで、利用権設定により耕作してきたもので、この度権利関係を整理し、所有権取得により、耕作したいとの思いに至ったとのことであります。

以上、今回の案件は、農地法第３条第２項各号に規定されている全部効率利用、常時農業従事、下限面積など、不許可の要件に該当しておらず、許可が相当と判断されます。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

□議長（会長）　事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

……………異議なしの発声……………

□議長（会長）　異議がないと認め、第１号議題、農地法第３条の規定による許可申請について許可を与える件について原案のとおり承認することとします。

□議長（会長）　次に、第２号議題　農地法第４条及び第５条の規定による許可申請について意見を付する件及び、第３号議題　農地転用許可後の事業計画変更の承認申請について意見を付する件につきましては、関連がありますので一括して、事務局の説明を求めます。

（事務局）　　　まず第２号議題　農地法第４条及び第５条の規定による許可申請に　ついて意見を付する件、３件につきまして、ご説明申し上げます。

まず番号１、地区はです。

譲受人は氷見市＊＊番地（氏名＊＊）、

譲渡人は氷見市＊＊番地（氏名＊＊）、

申請地は、氷見市＊＊番、地目は登記が田、現況は埋立地、申請面積は㎡です。

農地区分は第１種農地で、転用目的がです。

次に番号２、地区はです。

譲受人は氷見市＊＊番地（氏名＊＊）、

譲渡人は氷見市＊＊番地（氏名＊＊）、

申請地は、氷見市＊＊番、地目は登記が畑、現況は雑種地、申請面積は㎡です。

農地区分は第１種農地で、転用目的がです。

次に番号３、地区はです。

譲受人は氷見市＊＊番地（氏名＊＊）、

譲渡人は氷見市＊＊番地（氏名＊＊）、

申請地は、氷見市＊＊番、地目は登記が田、現況は畑、申請面積は㎡です。

農地区分は第２種農地で、転用目的がです。

引き続き、許可基準について説明。

続きまして、第３号議題、農地転用許可後の事業計画変更の承認申請について意見を付する件、１件につきまして、ご説明いたします。

当初計画者は氷見市＊＊番地（氏名＊＊）、

承継者は氷見市＊＊番地（氏名＊＊）、

申請地は、氷見市＊＊番、面積は㎡、登記地目が畑、現況地目は雑種地です。

当初、平成４年７月に、転用目的として許可されたものですが、

　　　　　　　　当初計画者は体調等の都合により、当初の土地利用計画を断念され、　その後、本人死亡により、（所有権は移転済だが登記地目変更未済で）現在に至ったものものです。

承継者は隣接地で事業を行っており、として利用するもので、

今回、新たな利用計画により事業計画変更の申請をされたものです。

　　　　　　　　ちなみに、事業計画変更申請が必要な場合として、転用目的変更、転用目的達成困難、転用目的事業計画の拡大、転用目的事業者の変更等があります。

　　　　　　　　なお、この案件につきましては、２号議題の番号の許可申請と同

　　　　　　　時申請となります。

　　　　　　　　これら第２号議題　農地法第４条及び第５条の規定による許可申請について意見を付する件及び、第３号議題　農地転用許可後の事業計画変更の承認申請について意見を付する件につきまして、原案のとおり進達してよろしいか、ご審議のほどよろしくお願いします。

□議長（会長）　質問を受ける前に、先般＊＊月＊＊日に行われました＊＊委員と該当地区推進委員、事務局員による現地調査について、＊＊委員から報告を受けます。

（＊＊委員）　　先般＊月＊＊日、わたしと地区推進委員及び事務局員で実施しました現地調査の結果について報告いたします。

今回の案件３件につきましては、隣接地との境界が確定されていること、農地転用後における用排水路及び周辺農地への影響に問題がないことを確認いたしました。

また、隣接農地のある番号３番は、隣接農地の耕作者からの同意が得られており、承諾書が添付されております。

また、「氷見市土地改良区」からの同意書が３件ともに添付されております。

なお、番号１番は、無断転用にあたることから、始末書の提出を受けています。

以上、今回の案件３件は、無断転用の案件もありましたが、原案のとおり許可相当であると判断したことを、ご報告いたします。

□議長（会長）　事務局の説明と＊＊委員の現地調査による報告を踏まえ、異議又は　　質問のある委員は、挙手をお願いします。

……………異議なしの発声……………

□議長（会長）　異議がないと認め、第２号議題　農地法第４条及び第５条の規定に　　よる許可申請について意見を付する件及び、第３号議題　農地転用許可後の事業計画変更の承認申請について意見を付する件につきまして、　原案のとおり、許可相当の意見を付して進達することとします。

□議長（会長）　以上で本日の付議案件は、全て審議されました。

これで、氷見市農業委員会９月度定例総会を終了します。

・その他連絡事項

氷見市農業委員会総会会議規則第１４条第２項の規定により、ここに署名する。

令和元年９月２日

議　　長

署名委員

署名委員